

参考資料

1. 長期財政見通し

市では、長期的な財政収支の見通しを立て、現在及び将来における問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するための対応策を明らかにすることなどを目的に、令和元年度から令和10年度までの長期財政見通しを策定しています。

■ 普通会計【長期（10 か年）見通し】

(歳入)

(単位：百万円)

区 分		1年目 R1	2年目 R2	3年目 R3	4年目 R4	5年目 R5	6年目 R6	7年目 R7	8年目 R8	9年目 R9	10年目 R10
自主 財源	市税	5,721	5,663	5,549	5,566	5,586	5,484	5,504	5,533	5,424	5,440
	使用料・手数料	191	125	124	123	123	122	121	121	120	119
	その他の収入	1,424	1,238	1,331	1,346	1,148	1,199	1,119	962	1,227	990
	小 計	7,336	7,026	7,004	7,035	6,857	6,805	6,744	6,616	6,771	6,549
依存 財源	地方交付税	4,469	4,844	3,681	3,707	3,734	3,760	3,667	3,699	3,728	3,756
	国庫支出金	2,191	2,292	2,343	2,194	2,195	2,196	2,197	2,198	2,199	2,200
	県支出金	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
	譲与税・交付金	1,166	1,166	1,164	1,168	1,165	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166
	市債	1,968	1,970	1,700	1,500	1,200	1,200	1,000	1,000	1,000	1,000
	小 計	11,011	11,489	10,105	9,786	9,511	9,539	9,247	9,280	9,310	9,339
歳 入 合 計		18,347	18,515	17,109	16,821	16,368	16,344	15,991	15,896	16,081	15,888

(歳出)

(単位：百万円)

区 分		1年目 R1	2年目 R2	3年目 R3	4年目 R4	5年目 R5	6年目 R6	7年目 R7	8年目 R8	9年目 R9	10年目 R10
義 務 的 経 費	人件費	3,114	3,235	3,235	3,235	3,235	3,235	3,235	3,235	3,235	3,235
	扶助費	3,226	3,291	3,357	3,424	3,492	3,562	3,633	3,706	3,780	3,856
	公債費	2,252	2,044	2,031	2,165	2,082	1,993	1,611	1,532	1,532	1,532
	小 計	8,592	8,570	8,623	8,824	8,809	8,790	8,479	8,473	8,547	8,623
投資的経費		1,400	1,400	1,400	900	600	600	500	500	500	500
その他の経費		7,911	8,156	6,702	6,742	6,583	6,628	6,673	6,620	6,668	6,717
歳 出 合 計		17,903	18,126	16,725	16,466	15,992	16,018	15,652	15,593	15,715	15,840

引用：かすみがうら市長期財政見通し（令和元年10月）

歳入の見通しについては、今後更なる人口減少と少子高齢化等により、財政運営の要となる市税の伸びが期待できず、国からの交付金などの減少により、一般財源全体では減収となることが予測されます。

歳出の見通しについては、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費に顕著な変化は見られないものの、歳出合計に対する支出割合は、令和元年度は48.0%、令和10年度は54.4%と6.4%増加する試算となります。

このため、投資的経費（将来に残るいわゆる資本形成に向けた経費）については、歳出を抑制せざるを得ないことが予測されますが、持続可能なまちづくりを形成していくために一定水準を確保し、事業の執行にあたっては必要性和効果を十分に検証しながら行うことが必要です。

2. かすみがうら市都市計画審議会

(1) 開催概要

年度	会議	日時	会場	内容
平成 30 年度	第 1 回	平成 30 年 11 月 9 日 (金) 10:00~11:15	霞ヶ浦庁舎 大会議室	・都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画策定の背景及び進め方の報告
令和元年度	第 1 回	令和 2 年 2 月 17 日 (月) 10:00~11:50	千代田庁舎 第 1 会議室	・都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)について ・立地適正化計画骨子(案)について ・居住誘導区域及び都市機能誘導区域(案)について ・区域指定に係る開発許可等の条例改正について
令和 2 年度	第 1 回	令和 2 年 7 月 29 日 (水) 10:00~11:45	千代田庁舎 第 1 会議室	・都市計画マスタープラン(案)について ・立地適正化計画(案)について ・区域指定に係る開発許可等の条例改正について
	第 2 回	令和 2 年 10 月 15 日 (木) 10:00~11:00	霞ヶ浦庁舎 大会議室	・かすみがうら市都市計画マスタープラン(案)について ・かすみがうら市立地適正化計画(案)について ・区域指定に係る開発許可等の条例改正について

(2) 都市計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職
学識経験を有する者 (3 名)	狩野 良和	学校法人狩野学園理事長
	会長 田澤 高保	かすみがうら市教育委員 (教育長職務代理者)
	間山 泰子	元かすみがうら市総合計画審議会委員
市議会の議員 (3 名)	矢口 龍人	かすみがうら市議会議員
	副会長 佐藤 文雄	かすみがうら市議会議員
	岡崎 勉	かすみがうら市議会議員
関係行政機関又は 茨城県の職員 (4 名)	坂井 誠	土浦警察署長
	木村 正人	土浦土木事務所長
	原田 昌直	常陸河川国道事務所長
	中山 峰雄	かすみがうら市農業委員会会長
市 民 (3 名)	松信 元司	かすみがうら市区長会副会長
	齋藤 二三子	かすみがうら市地域女性団体連絡会会長
	小勝 博司	かすみがうら市 P T A 連絡協議会会長

※令和 2 年 5 月 22 日以降の名簿となります。

(3) 諮問書



か都市第33号
令和2年7月29日

かすみがうら市都市計画審議会
会長 田澤 高保 殿

かすみがうら市長 坪井 透



かすみがうら市都市計画マスタープラン（案）について（諮問）

標記のことについて、都市計画法第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針であるかすみがうら市都市計画マスタープランを改定するため、貴審議会でご審議賜りたく諮問いたします。

諮問事項

都計諮問第1号 かすみがうら市都市計画マスタープラン（案）について

(4) 答申書

令和2年10月15日

かすみがうら市長 坪井 透 殿

かすみがうら市都市計画審議会
会 長 田澤 高保



かすみがうら市都市計画マスタープラン（案）について（答申）

令和2年7月29日付けか都市第33号により諮問のあった件について、本審議会
で慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 答 申
原案のとおり異議なし
2. 件 名
都計諮問第1号 かすみがうら市都市計画マスタープラン（案）について

3. かすみがうら市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定委員会

(1) 開催概要

年度	会議	日時	会場	内容
平成 30 年度	第 1 回	平成 31 年 1 月 31 日 (木) 13:30~15:30	霞ヶ浦庁舎 大会議室	・立地適正化計画の説明、分析の結果及び理念等の目標の検討
令和元 年度	第 1 回	令和元年 12 月 23 日 (月) 14:30~16:15	霞ヶ浦庁舎 大会議室	・将来都市構造及び全体構想骨子(案)の検討、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の考え方
	第 2 回	令和 2 年 2 月 6 日 (木) 10:00~11:20	霞ヶ浦庁舎 大会議室	・立地適正化計画骨子(案)・居住誘導区域及び都市機能誘導区域(案)の検討、区域指定に係る開発許可等の条例改正
令和 2 年度	第 1 回	令和 2 年 6 月 24 日 (水) 14:00~15:40	霞ヶ浦庁舎 大会議室	・都市計画マスタープラン(案)及び立地適正化計画(案)の検討

(2) 策定委員会委員名簿

役職	氏名	役職
委員長	鈴木 啓之	茨城県建築士会土浦支部相談役
副委員長	横瀬 典生	かすみがうら市副市長
委員	狩野 良和	かすみがうら市都市計画審議会委員
委員	大橋 秀昭	神立駅西口地区土地区画整理審議会委員
委員	関口 慎	市民代表
委員	額田 源衛	市民代表
委員	小松塚 隆雄	かすみがうら市市長公室長
委員	山内 美則	かすみがうら市市民部長
委員	鈴木 芳明	かすみがうら市都市産業部長
委員	石塚 洋二	かすみがうら市建設部長

※令和 2 年度の名簿となります。

4. まちづくりアンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

調査の目的

本調査は、かすみがうら市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に向けて、地区別に市民の生活圏や行動パターンなどの生活実態を把握し、本市の新たな都市構造やそれを踏まえた都市機能誘導区域及び居住誘導区域を検討するにあたっての根拠となる基礎データや意向抽出を主な目的として実施したものです。

調査の方法

- ① 調査地域：かすみがうら市全域
- ② 調査対象：市内在住の16歳以上の男女
- ③ 対象者数：3,000人
- ④ 抽出方法：平成30年11月1日現在の住民基本台帳より、無作為に抽出
- ⑤ 調査方法：郵送による配布・回収
- ⑥ 調査期間：平成30年11月19日～平成30年12月3日（集計は7日までに到着分）

回収状況

- ① 票本数：1,215票
- ② 有効回収票：1,215票
- ③ 有効回収率：40.5%
- ④ 年代別・居住地区（小学校区）別の回答状況：

	総数	居住地区								無回答	
		1. 霞ヶ浦南小学校区	2. 霞ヶ浦北小学校区	3. 志筑小学校区	4. 新治小学校区	5. 七会小学校区	6. 上佐谷小学校区	7. 下稻吉小学校区	8. 下稻吉東小学校区		
総数	1,215	253	161	63	70	62	15	350	190	51	
年齢	1. 10歳代	4	0	1	1	0	0	0	0	2	0
	2. 20歳代	30	4	1	0	0	0	0	15	8	2
	3. 30歳代	87	10	5	3	6	5	0	40	15	3
	4. 40歳代	153	32	9	5	5	5	2	60	35	0
	5. 50歳代	186	37	29	11	9	8	2	55	31	4
	6. 60～64歳	152	36	14	10	17	12	2	40	17	4
	7. 65～69歳	190	49	41	10	11	12	2	39	23	3
	8. 70歳以上	400	85	60	23	22	19	7	101	58	25
無回答	13	0	1	0	0	1	0	0	1	10	

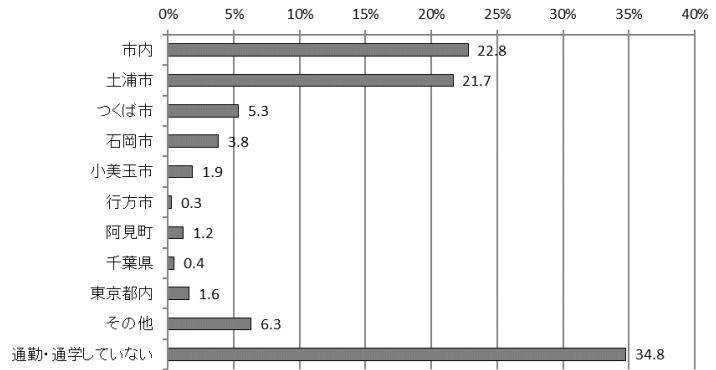
(2) 調査結果概要

日常生活・行動

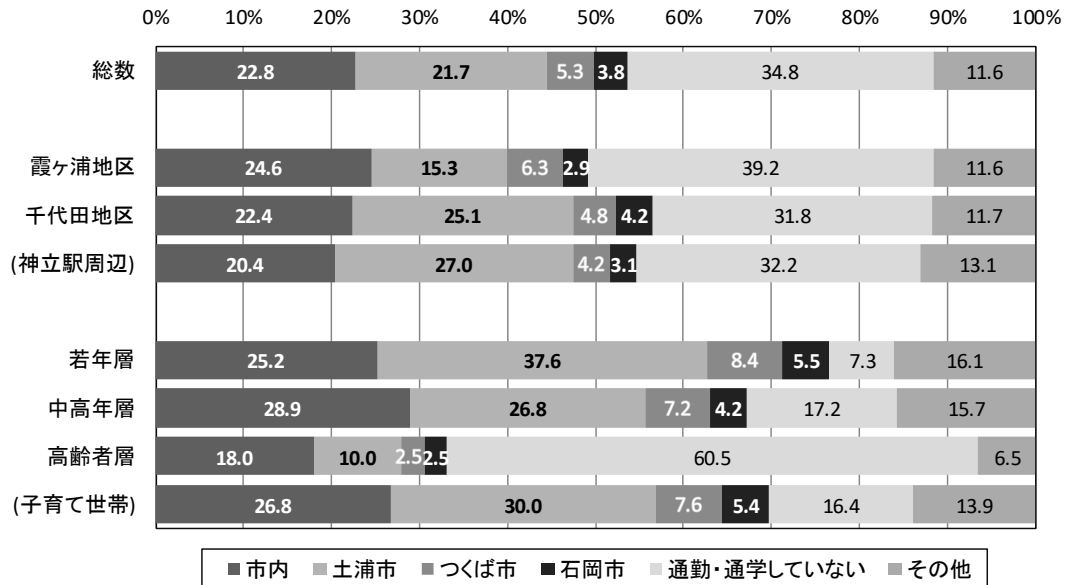
①通勤・通学先

- 通勤・通学先は「市内」**22.8%**、「土浦市」**21.7%**で、交通手段は「自家用車」が8割を超えている。
- 特に、神立駅周辺の居住者や若年層において、土浦市への通勤・通学が多くなっている。

■通勤・通学先（単純集計）



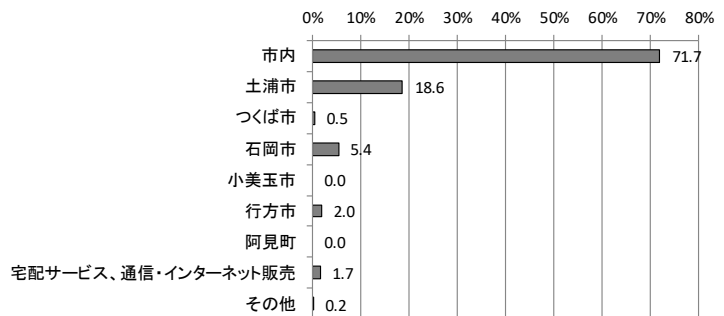
■通勤・通学先（クロス集計）



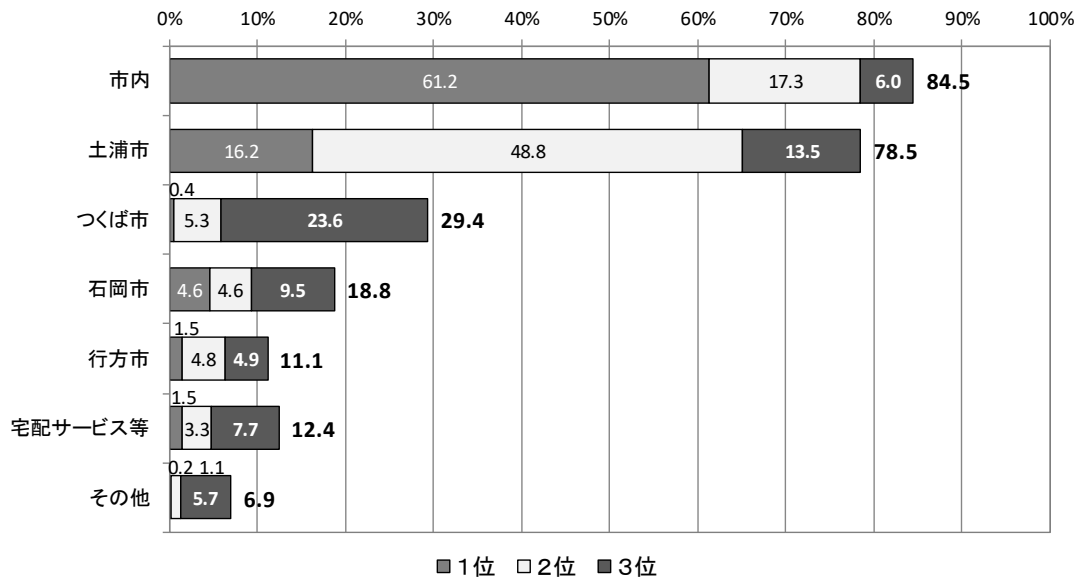
②日用品の買い物先

- 最もよく行く日用品の買い物先は「市内」が**71.7%**、「土浦市」が**18.6%**であった。
- 若年層ほど「土浦市」を選択している。また、霞ヶ浦地区では「石岡市」より「行方市」に買い物に行く傾向がある。
- 上位3位までのよく行く日用品の買い物先は「市内」と「土浦市」が8割前後である。

■最もよく行く日用品の買い物先（単純集計）



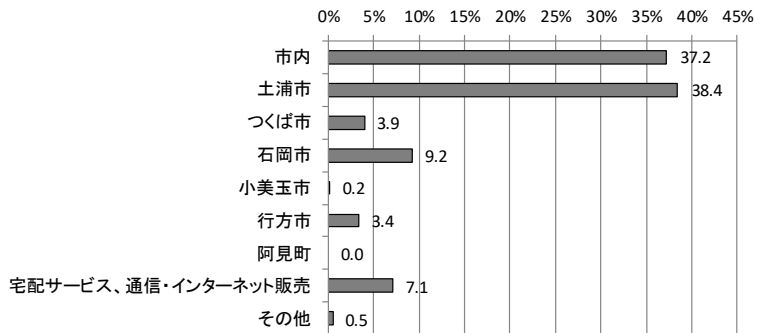
■日用品の買い物先の1位から3位の合計（単純集計）



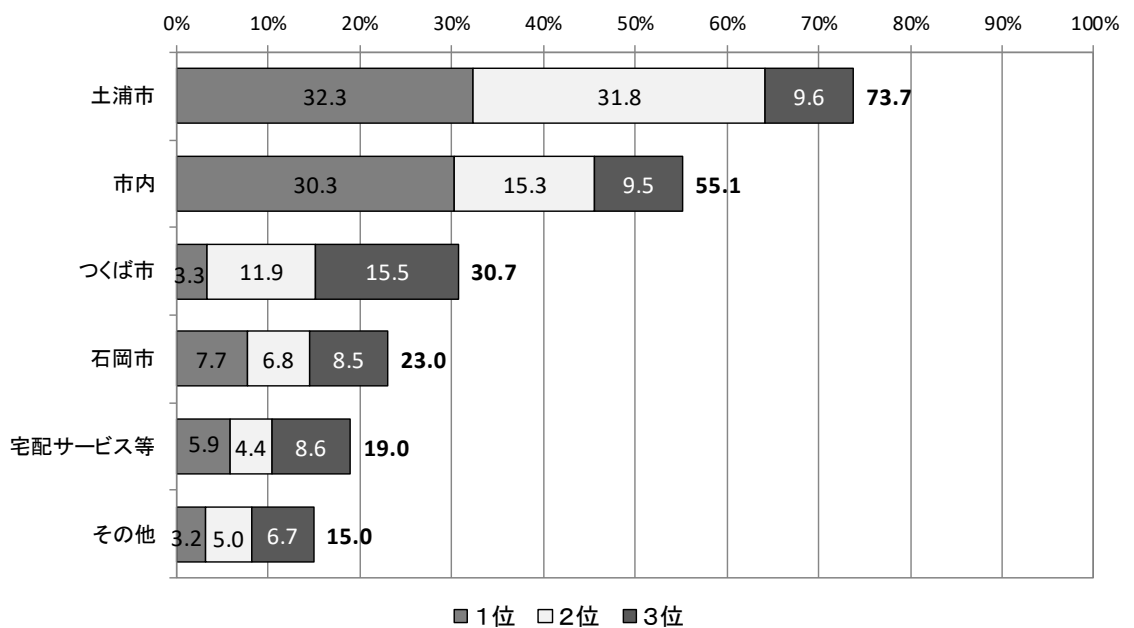
③買回品（電化製品など）の買い物先

- 最もよくいく買回品の買い物先は「土浦市」が38.4%で、次いで「市内」が37.2%であった。
- 年齢層が上がるにつれて「市内」の割合が高くなる傾向にある。
- 上位3位までのよくいく買回品の買い物先は、「土浦市」が73.7%、次いで「市内」が55.1%、「つくば市」が30.7%であった。

■最もよく行く買回品の買い物先（単純集計）



■買回品の買い物先の1位から3位の合計（単純集計）



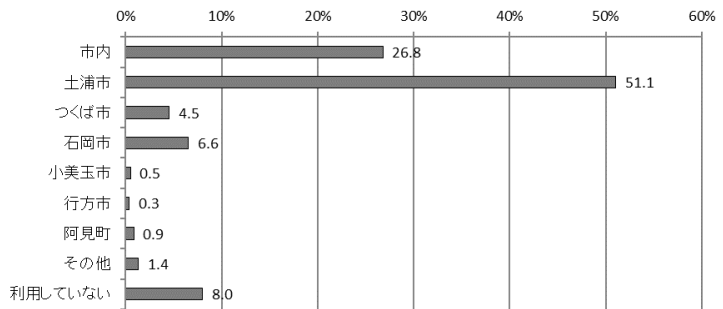
④買い物先への移動手段

- 買い物際の交通手段は **90.9%**が「**自家用車（家族などによる送迎を含む）**」であった。
- 買い物先までの所要時間は「**10～20分**」が32.4%でもっとも高く、買い物先の**徒歩圏**としては「**5～10分未満**」が40.1%でもっとも高かった。

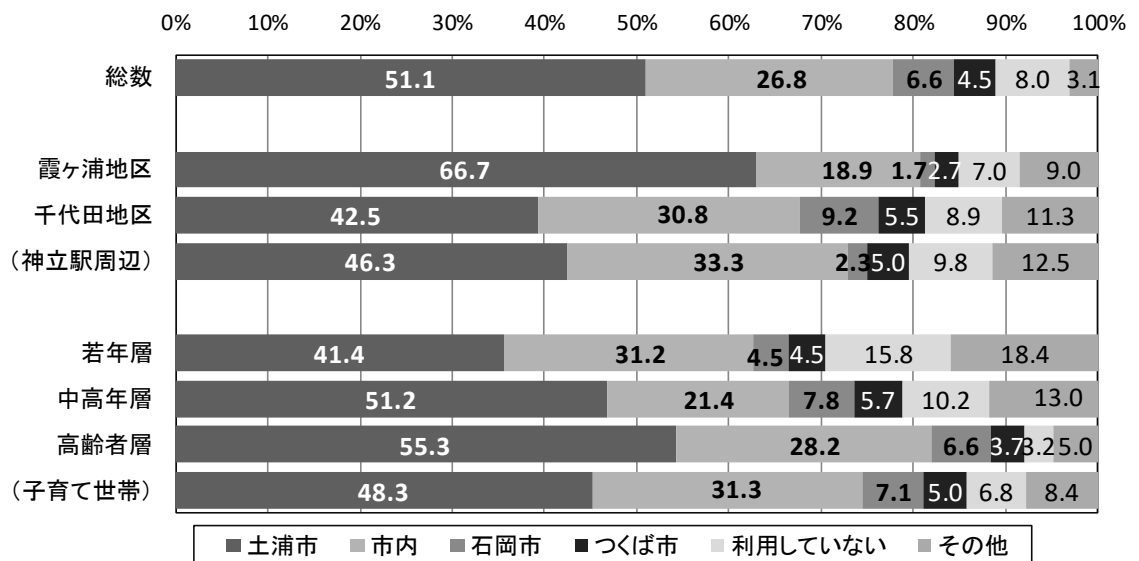
⑤かかりつけの医療施設

- 「**土浦市**」が **51.1%**で過半数、ついで「**市内**」が26.8%であった。
- 年齢層が上がるにつれて「**市内**」の割合が高くなる傾向にあった。
- 医療施設について、霞ヶ浦地区では土浦市を多く利用しており、千代田地区では市内や土浦市のほか、石岡市の施設も利用している。

■かかりつけの医療施設の立地（単純集計）



■かかりつけの医療施設の立地（クロス集計）



⑥よく行く福祉施設

- 7割が利用していないと答えている。よく行く福祉施設については、「市内」が**20.0%**であった。
- 具体的なよく行く福祉施設として「あじさい館」や「やまゆり館」が上位に挙げられている。

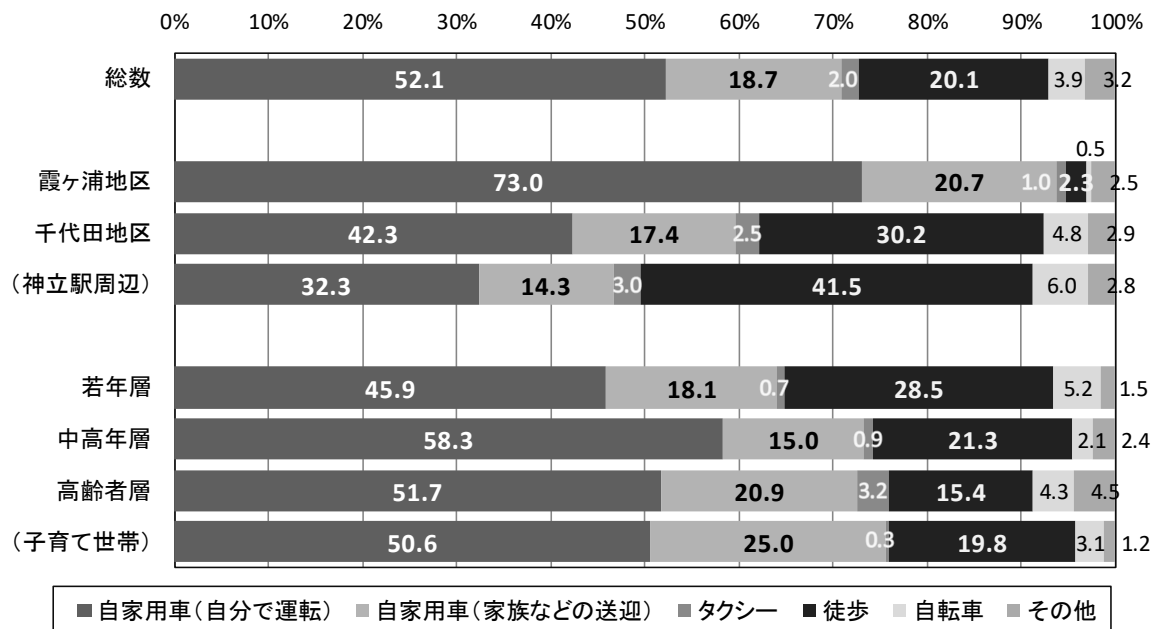
⑦医療施設や福祉施設への移動手段

- 「自家用車（家族などによる送迎を含む）」が85.6%であった。
- 神立駅周辺では、「自転車」の利用が5.9%、「徒歩」が4.0%と高い傾向にあった。
- 医療施設や福祉施設までの所要時間は「10～20分未満」が32.3%、「20～30分未満」が31.1%であった。医療施設や福祉施設の**徒歩圏は「5～10分未満」**が39.9%であった。

⑧最もよく利用する鉄道駅

- 「神立駅」が**73.5%**で最も高く、ついで「土浦駅」が15.3%であった。霞ヶ浦地区では3割程度が土浦駅を利用している。
- 鉄道駅までの交通手段は「自家用車（自分で運転）」が52.1%、ついで「徒歩」が20.1%であった。
- 神立駅周辺の居住者では、「徒歩」の利用が**41.5%**、「自転車」が6.0%と高い傾向にあった。

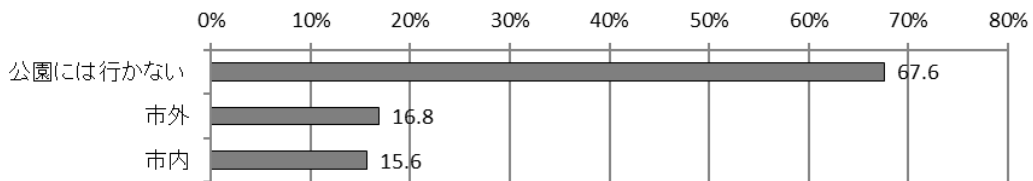
■最もよく利用する鉄道駅までの移動手段（クロス集計）



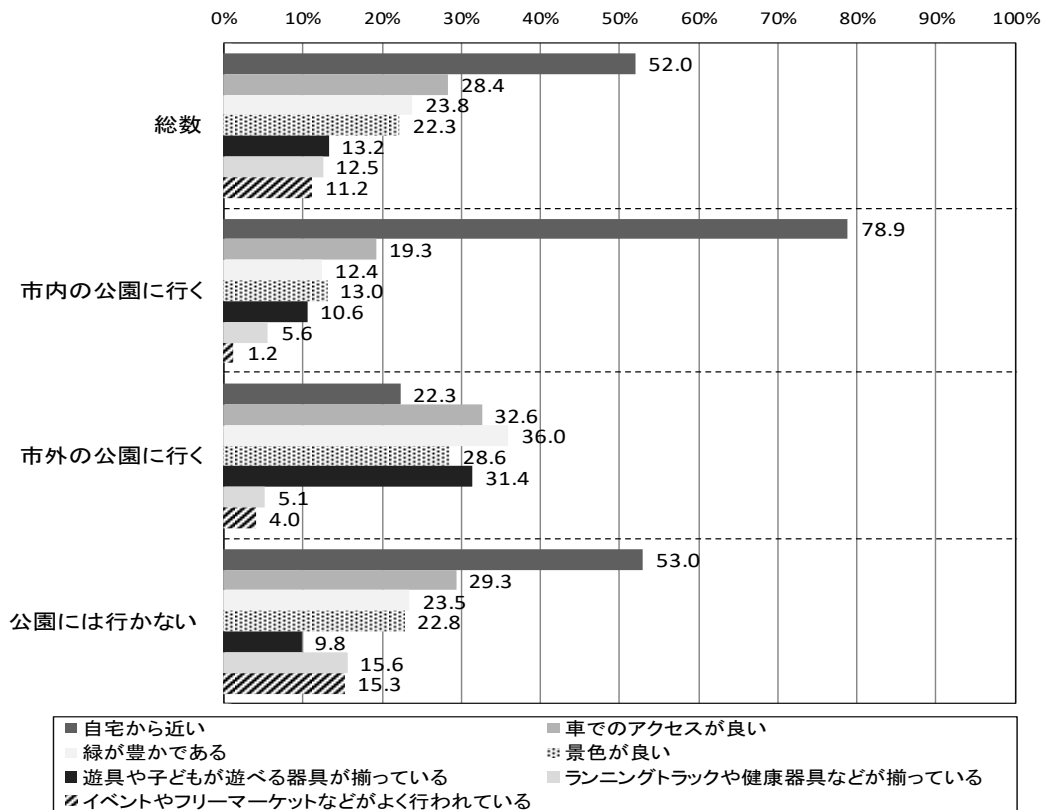
⑨最もよく利用する公園

- 「公園には行かない」と答えた人が最も多く、67.6%であった。次いで「市外」が16.8%、「市内」が15.6%だった。
- よく行く公園として挙げられた半数以上が市外の公園だった。
- 地区別にみると、霞ヶ浦地区では公園には行かない傾向にあり、また、「市外」よりも「市内」の利用が多い傾向にある。
- 年齢層別では、若年層ほど「市外」の利用が多い傾向にある。
- 「市外」の公園に行く方は、「市内」の公園に行く方に比べて、**緑の豊かさや遊具や子どもが遊べる器具などを重視している傾向にある。**
- 「公園には行かない」と回答した方は、全体と比較して、「ランニングトラックや健康器具などが揃っている」、「イベントやフリーマーケットなどがよく行われている」公園に行く傾向が高くなっている。

■公園の利用状況（単純集計）



■公園に行く要因（複数回答・クロス集計）



お住まいの地区の状況

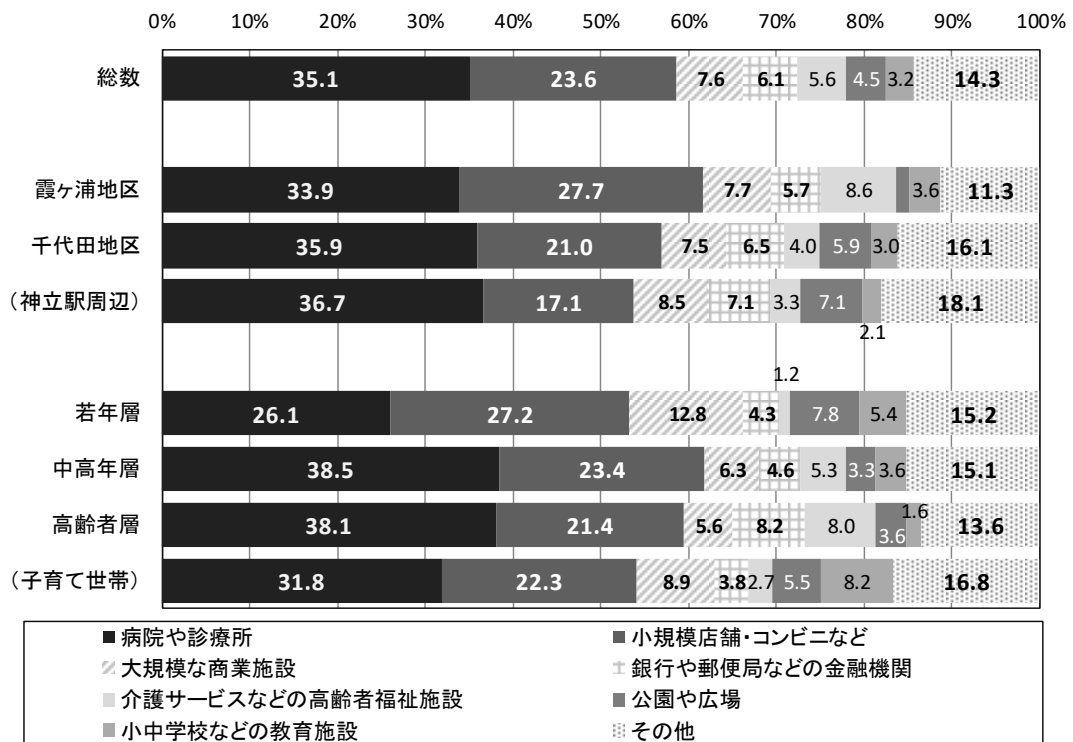
①生活環境の重要度・満足度

- 生活環境の満足度では、「上水道の整備」、「下水道の整備」、「自動車の利用しやすさ」など**インフラの整備については満足度が高い**一方で、「路線バスの運行本数」、「路線バスのルート」と**路線バスについては満足度が低い傾向**にある。
- 生活環境の重要度では、「まちの防犯対策」、「交通安全対策」、「自然災害に対する防災対策」と**安心・安全について重要視**されている。
- 重要度が高く・満足度が低い「重点改善項目」には6項目が該当している。重点改善項目のうち、「**空き家などの管理及び抑制対策**」は**重要度が高く・もっとも満足度が低い**。
- 重要度が高く・満足度がやや低いものは、「まちの防犯対策」、「交通安全対策」、「病院など医療福祉施設の立地」、「騒音、悪臭などの公害対策」、「生活道路の整備」であった。

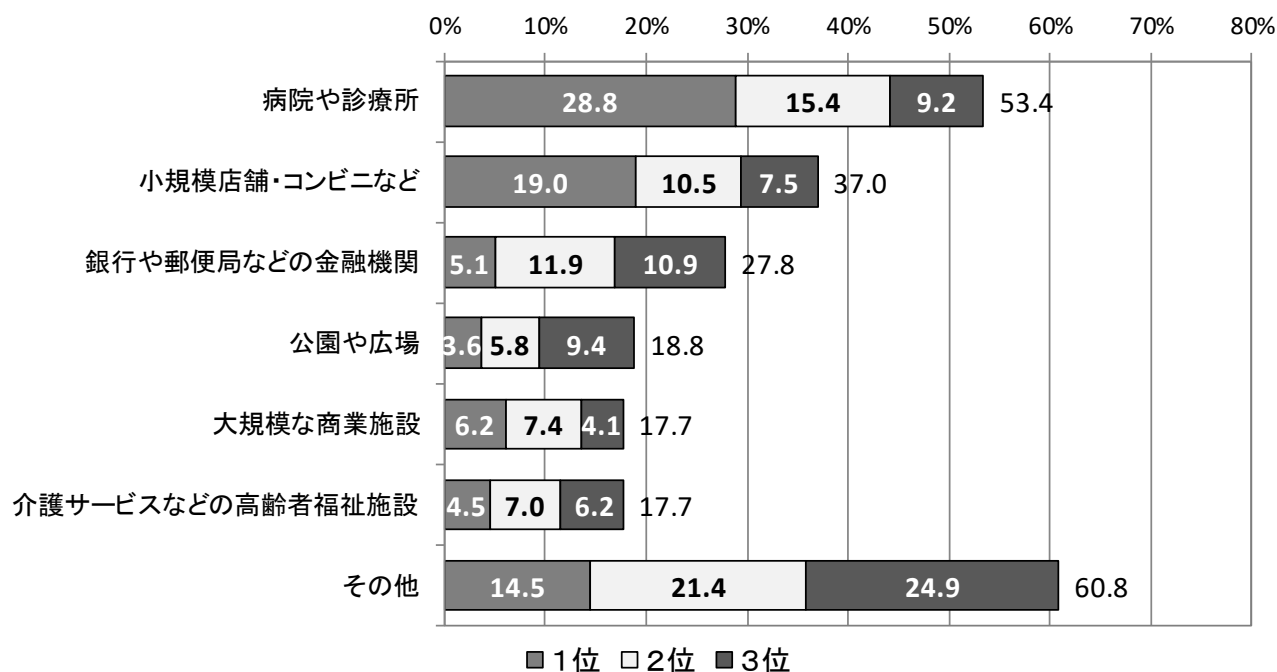
②お住まいの地区で必要な施設

- 最も必要な施設は、「**病院や診療所**」が**35.1%**、ついで「**小規模店舗・コンビニなど**」が23.6%、「**大規模な商業施設**」が7.6%であった。
- 居住地区別においては、霞ヶ浦地区の3位に「**介護サービスなどの高齢者福祉施設**」が挙がっている。また、年齢層別では高齢者層の3位に「**銀行や郵便局などの金融機関**」が挙がっている。
- 3位までを含めると、「**病院や診療所**」、「**小規模店舗・コンビニなど**」、「**銀行や郵便局などの金融機関**」、「**公園や広場**」、「**大規模な商業施設**」の順であった。

■居住地区で最も必要な施設（クロス集計）



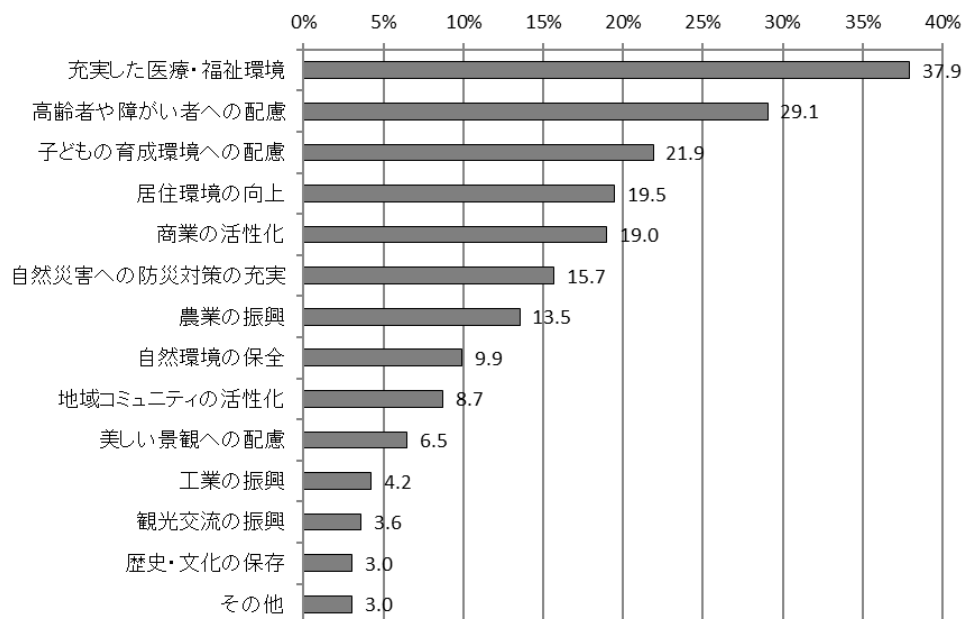
■居住地区で特に必要な施設 1位から3位の合計（複数回答・単純集計）



③お住まいの地区で必要な取組み

- 「充実した医療・福祉環境」が 37.9%、「高齢者や障がい者への配慮」が 29.1%、「子どもの育成環境への配慮」が 21.9%、「居住環境の向上」が 19.5%、「商業の活性化」が 19.0%の順となっている。
- 若年層では、「子どもの育成環境への配慮」、「充実した医療・福祉環境」、「商業の活性化」の順であった。

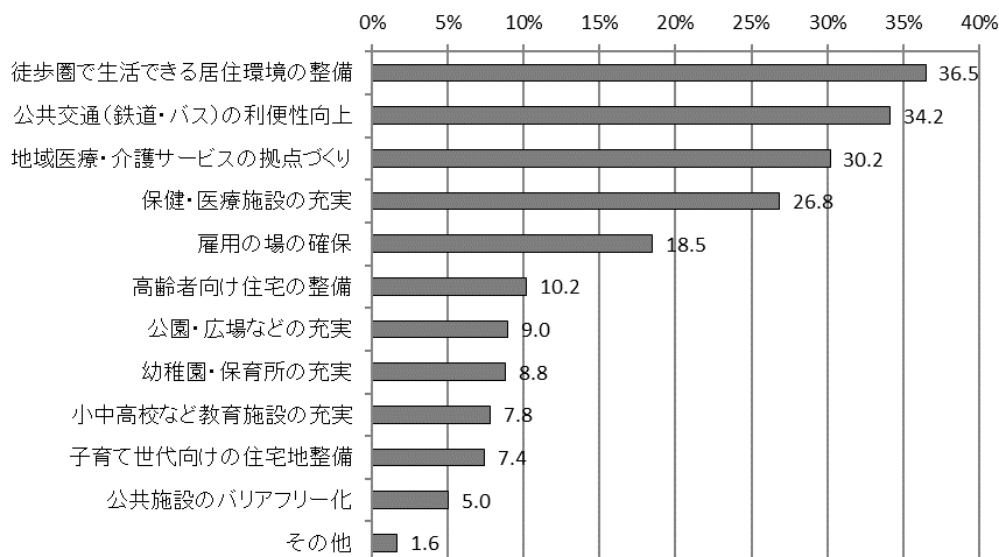
■居住地区で将来のまちづくりに最も必要なこと（複数回答・単純集計）



かすみがうら市のまちづくりや都市構造

- ① 高齢者や子育て世帯にとって暮らしやすいまちであるために取り組むべき施策
- 「徒歩圏で生活できる居住環境の整備」が 36.5%で最も高く、次いで「公共交通（鉄道・バス）の利便性向上」が 34.2%、「地域医療・介護サービスの拠点づくり」が 30.2%、「保健・医療施設の充実」が 26.8%、「雇用の場の確保」が 18.5%の順となっている。

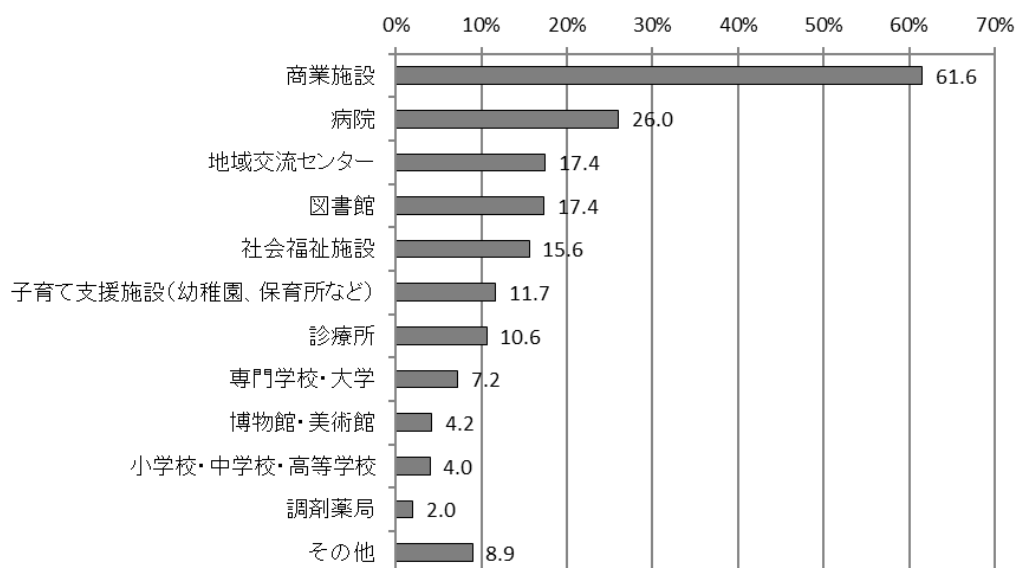
■本市が取り組むべき施策（複数回答・単純集計）



②神立駅周辺に充実させたほうがよい施設

- 神立駅周辺において充実させたほうがよいと考える都市機能については、「商業施設」が 61.6%と過半数を占め、次いで「病院」が 26.0%、「地域交流センター」が 17.4%、「図書館」が 17.4%、「社会福祉施設」が 15.6%、の順となっている。
- 神立駅周辺の居住者の回答では、「図書館」が第2位にあがっている。

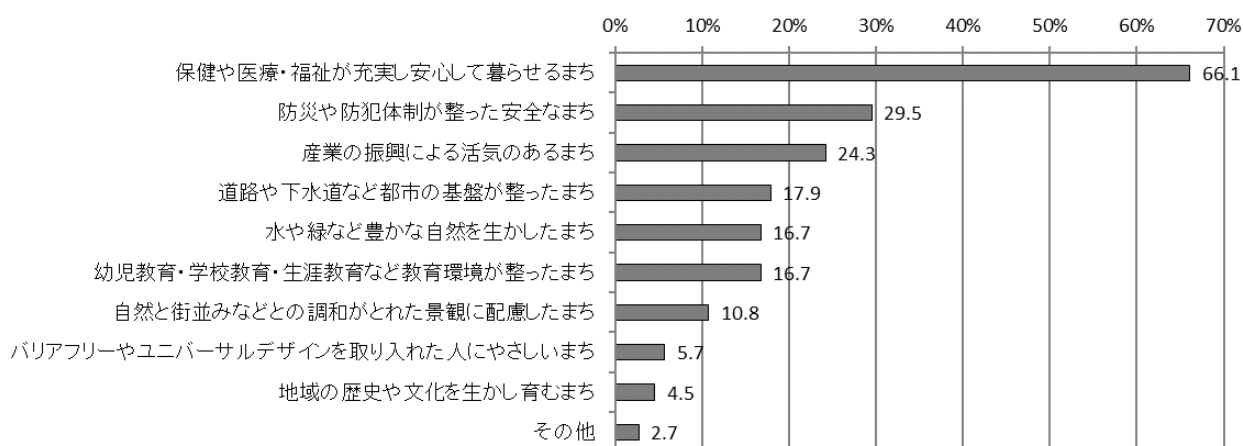
■神立駅周辺に充実させたほうがよい都市機能（複数回答・単純集計）



③かすみがうら市に求めるまちのイメージ

- 「保健や医療・福祉が充実し安心して暮らせるまち」が66.1%で最も高く、次いで「防災や防犯体制が整った安全なまち」が29.5%、「産業の振興による活気のあるまち」が24.3%の順となっている。
- 地区別では、市全体と大きな差はみられなかった。
- 年齢層別にみると、若年層の第3位及び子育て世帯の第2位に「幼児教育・学校教育・生涯教育など教育環境が整ったまち」が挙げられている。

■かすみがうら市の将来イメージ（複数回答・単純集計）



5. 用語解説

用語		解説
あ行	空き家バンク	市内にある空き家について、賃貸・売買を希望する所有者から物件の情報を登録してもらい、その情報を市のウェブサイト等に公開して、市外からの移住希望者に紹介する仕組み。
	インフラ	インフラストラクチャー「infrastructure」の略で、道路や上下水道、公園、河川等の都市活動を支える基盤となる施設。
か行	霞ヶ浦二橋（構 想）	県南・県央を結ぶ主要道路整備の一環として、霞ヶ浦の土浦入りと高浜入りの2つの入江に橋を架ける構想。
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（農林水産省「環境保全型農業の基本的考え方」）。
	共生社会	障がい等の有無に関わらず誰もが積極的に参加・貢献でき、人格や個性などの多様な在り方を相互に尊重し支え合えるような全員参加型の社会。
	居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
	グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャーの略で、自然環境が有する機能を社会におけるさまざまな課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法のこと。
	建築協定	土地の所有者や借地権者が、一定の区域を定めて建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準について締結する協定のこと。
	広域幹線道路 （網）	高規格幹線道路（いわゆる自動車専用道路）、一般国道、主要地方道で構成される道路ネットワークのこと。
	交流人口	その地域の外から訪れる旅行者や短期滞在者のこと。
	コンパクトシティ	人口減少や高齢化が進む地方都市において、地域に分散している医療・福祉・商業等の施設や住宅などを中心拠点へ計画的に誘導し、都市機能をコンパクトに集約していくことで、地域の活力と充実した都市機能を維持し、効率的かつ継続可能なまちづくり、自治運営を実現しようとする考え方。

用語		解説
か行	コンパクト・プラス・ネットワーク	国が進める重点施策で、人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した、コンパクトなまちづくりへの転換が求められている。
さ行	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
	自主防災組織	地域住民が主体的に結成する防災組織のこと。日頃から住民同士が協力・連携して災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には地域の被害を最小限に食い止めるための活動を行う。
	自然的土地利用	農地、山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷などのその他の自然地を指す。
	主要幹線道路	主として地方生活圏及び主要な都市圏域の骨格を構成するとともに地方生活圏相互を連絡する道路。
	情報ネットワーク	情報を共有したり伝達したりするために張り巡らされた、情報と情報をつなぐ通信網。または、その通信網を利用して行う情報共有の仕組み。
	人財	「人材」とは、所属している集団の成長や発展に寄与できる「才能のある個人」のことであるが、本計画では、一人ひとりが組織にとって貴重な「財産」であることを強調する意味合いで、「材」を「財」に置き換えて用いている。
	生活利便施設	銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。
	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指し、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

用語		解説
た行	地域地区（制度）	都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
	地域包括支援（センター）	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること。地域包括支援センターとは、2006年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としている。
	地球温暖化（対策）	大気中の温室効果ガスの量が人為的な活動によって増え続けることにより、地球の平均気温が少しずつ上昇していく現象。寒冷地の氷の流失と海面上昇、異常気象、動植物の生息域の変化などが既に観測されており、地球温暖化がもたらす地球環境や生態系などへの影響は非常に大きいものとされる。
	地区計画（制度）	住民の生活に身近な地区を単位として、安全で快適な街並みの形成や良好な環境の保全などを目的に、住民の意向を反映しながら、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めるもの。
	デマンド交通	利用者のデマンド（需要、要求）にあわせて運行する公共交通機関。
	都市機能	医療、商業、福祉、子育て、行政施設といった人々が暮らす上で必要不可欠なサービス機能をさす。
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の一定のエリアに誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
	都市計画道路	都市の基盤的施設として、都市計画法に基づく都市計画決定により決定される道路。
	都市基盤	都市における人々の暮らしを支える基本的な施設。道路や鉄道などの交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設、情報通信施設、緑地や公園など。

用語		解説
た行	都市公園	住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで様々な規模、種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園、特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道に区分される。
	都市施設	都市の骨組みになる施設のこと、道路・駐車場などの交通施設、公園・緑地・広場などの公共空地、水道・電気供給施設・下水道などの供給施設・処理施設等を指す。都市施設のうち、特に重要なものは、あらかじめその位置を都市計画で定めておくことができる。
	土地区画整理事業	既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業。
	TREND推計	将来の人口変動などを考察する際、過去のすう勢が今後も続くものと仮定して将来予測値を算出していく推計方法。
な行	農業振興地域	市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。
は行	バリアフリー化	高齢者や障がい者などが生活や活動をするうえで障害となっている、道路や建物内の段差など、障壁を取り除き生活しやすくすること。
ま行	未利用地	既成市街地内の更地、遊休化した工場、駐車場等、有効に利用されていない土地。
や行	誘導施設	立地適正化計画に基づき指定される施設。都市機能誘導区域内において立地を誘導すべき施設。
	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を防ぎ、合理的な土地利用が行われるように定められた都市計画。住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて用途別に13種類に分類されており、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められている。
ら行	立地適正化計画 （制度）	居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実など、都市全域を見渡した包括的なマスタープランとして機能する、都市計画マスタープランの高度化版となる計画。

かすみがうら市都市計画マスタープラン

令和 2 年 12 月発行

〒300-0192 かすみがうら市大和田 562

電話番号 : 0299-59-2111 / 029-897-1111

<https://www.city.kasumigaura.lg.jp>

